

がい者相談支援センターのパンフレットや相談員の上申書を添え、保釈請求したところ、認められた。

保釈後、Nさんの障がい¹を明らかにするため、精神科を受診してもらい、情状立証では、今後、手帳を取得し、福祉サービスを利用していく旨主張。

この事例では、被告人質問の際にも裁判官の質問とNさんの答えが噛み合わず、裁判官も障がいに気づき、執行猶予の判決となった。

担当弁護人の感想

裁判官が、「発達障がい」に理解を示してくれた。被告人に、知的障がいや発達障害があるという事例は、実は多くあり、裁判官も戸惑っているのではないかと実感した事例だった。

いずれにしても、弁護人にとって、福祉との連携は、極めて有意義である。

6) 新たな弁護士会の動き

また、近時、一部の弁護士会において、触法高齢者障がい者支援に向けて、新たな制度を立ち上げる動きが生じている。そこで、本節では、このような試みの実態を報告する。

1 はじめに

知的な障がいのある被疑者・被告人への支援が、刑事手続きの最初の段階からなされることが必要であることは論をまたないが、残念ながら、そのような議論はこれまでほとんどなされてこなかった。しかし、近年、刑事司法の入口から積極的に支援すべきとの認識が高まり、2009年に埼玉弁護士会と大阪弁護士会が、支援が必要な被疑者・被告人を弁護する弁護人を支援する取り組みを相次いで始めた。両者とも、対象となる被疑者・被告人を知的障がいのある者と限定してはいないが、知的障がいのある被疑者・被告人は支援の必要な障がいのある者として当然包含されている。

このような単位会の独自事業を受けて、日本弁護士会としても、今後必要な制度の創設・提言等を積極的に行っていく予定である。

2 埼玉弁護士会—社会復帰支援委託援助事業

埼玉弁護士会では、2009年7月より、住居不定等により帰住先のない身柄拘束中の被疑者または被告人に対し、早期の社会復帰を果たせるように支援している刑事弁護人（弁護士）を援助する事業を始めた。

事業の内容としては、釈放後の一時的な居所を確保するとともに、同所から長期的に居住可能な住居に転居する等の支援を社会福祉士等専門的資格を有する者に委託

し、自立支援のための助言を行うことである。

具体的には、まず、埼玉弁護士会刑事弁護センターが、上記の委託可能な一時的な居所（シェルター施設）を運営する法人等を選定・指定する。そして、実際に被疑者等が帰住先を喪失していたり、釈放後に最低生活費が下回る生活状況が予想される場合、弁護人が上記指定された施設に「社会復帰支援の委託」の申し込みをする。

すると、その施設の社会福祉士等専門職が弁護士と連携して、釈放後の支援計画についてアセスメントや必要な支援を行い、個別支援計画を作成し、弁護士はこの書面を情状弁護の資料とする。その結果、被疑者・被告人が釈放されたのちは、一時的にシェルター施設で生活しながら、退所後の生活についての調整をする。この場合当該弁護士には生活保護の申請同行支援を含めた積極的な連携が期待されている。そして、当該施設は、要支援者がシェルターを出て地域生活に移行したのちもアフターフォローができるよう、地域のネットワークへのコーディネートも行う。

弁護人は、その際「社会復帰支援委託金」を指定施設に支払うが、この委託金を埼玉弁護士会が援助する仕組みとなっている。

3 大阪弁護士会—障害者刑事弁護サポートセンター

大阪弁護士会は、2009年11月、高齢者・障害者総合支援センターの下に、「障害者刑事弁護サポートセンター（以下、単に「サポートセンター」という。）」を発足させた。障がいのある被疑者・被告人あるいは少年の弁護人・付添人に対し、どのような支援ができるのか、またすべきなのかといった助言や情報を提供し、必要に応じて福祉等のネットワークにつなぐコーディネート支援を行うことで、障がいのある者に適切な刑事弁護が保障されることを目的としている。

具体的には、実際に弁護している被疑者・被告人、少年に障がいがある場合、あるいはあるのではないかと疑われる場合に、その弁護人・付添人が、サポートセンターのメーリング・リストに登録をしたうえで、現実に直面している問題や疑問等を投稿する。すると、障がい者の刑事弁護に経験豊富な弁護士が具体的な助言や情報提供をする。また、必要に応じて、個別に医師や社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉関係者等を紹介し、ネットワークにつなげていくこともしている。

たとえば、実際に弁護をするうえで、被疑者とどうもうまくコミュニケーションがとれず、動機も理解不能である、被告人に障がいがあるのかもわからない、そのような場合、弁護人としては弁護方針すらたてられ

ないことがある。また、起訴猶予や執行猶予を取ったの
いいが、同じ環境での釈放後の生活が不安である、けれ
どもどこへつないでいいかわからないといったケースも
実は多く存する。そういった弁護人を援助するのがサポ
ートセンターの役割である。

さらに、国選弁護人で、被疑者・被告人に障がいがあ
り、特にコミュニケーションがとりづらい場合は、複数
選任の申立てを積極的に行うことを勧め、その場合に複
数選任の候補として障がい者刑事弁護の経験豊富な弁護
士を紹介することも行っている。

D. 考察

以上を前提に、今後に向けて、現段階で考え得る方策
の検討がなされ、①関係法規の改正（下記「1」）、②具
体的事案での弁護活動の改善（下記「2」）、③捜査機関・
裁判所等の公的機関の対応改善（下記「3」）、などの提
言・提案がなされた。

E. 結論

1 関係法規の改正

判断能力に難のある障がい者の刑事問題を抜本的に解
決するには、刑法等の責任能力と障がいのある人の判断
能力の異同の調査研究は勿論、刑法・刑事訴訟法などの
鑑定のあり方、手続規定全般についての見直しが不可欠
である。また、知的障がい者らを保護するために、消費
者契約法・金融商品関係の法の改正も必要である。この
ことは今後さらに検討するにしても、当面できることから
着手し、障がいのある人の不要・無用な刑事拘禁施設
への入所を改める必要がある。それには今まで刑事手続
の過程で無縁であると思われた福祉の諸制度、手当を活
用することが肝要である。

2 具体的事案での弁護活動の改善

(1) 弁護人が早期に障がいに気づくこと

ア 障がいに気がつくためのチェックリストの作成

被疑者・被告人に対して障がい特性に配慮した適切な
刑事弁護をするためには、まず、弁護人が被疑者・被告
人になんらかの障がいがあり、配慮が必要であることに
気づかなければならない。しかし、知的障がいは一見し
ただけではわかりにくいいため、これまでも、周囲はおろ
か本人自身も気づかないまま、結果として適切な配慮が
なされず、種々の不利益を被ってきた歴史がある。

他方、できるだけ早い段階で被疑者・被告人の障がい
を正しく把握することはその後の弁護方針のために重要
である。そのために、弁護人が最初の接見の段階で気づ

くためのチェックリストを作成した（後記の「別表」）。
弁護人が接見した際の障がいの見極め方としては、概ね
以下のようなことが考えられるので、それぞれチェック
リストに反映させた。

- (ア) まず、被疑者・被告人の様子、言葉遣い、目線、
振る舞い、対応の仕方に注目する。目線が合わな
かったり、身体を前後に揺するなどの常同行動は
ないかなど、それとなく観察することが必要であ
る。
- (イ) その結果少しでも障がいがあるかなと思ったら、
当番弁護士のパンフレット等の文章を音読しても
らうことも効果的である。そのことで漢字は読め
るか、文意をとらえているかがある程度わかる。
- (ウ) また、動機を尋ねることも重要である。知的障が
いがある人はコミュニケーション能力に障がい
があるため、動機をうまく説明することが困難であ
ることが多く、その結果、本人の口から語られる
動機は意味不明であったり、不可解なものとなっ
てしまう。なお、調書上の動機はたいがい整合性
があるようになっているので、被疑者・被告人自
身の口から聞くことが肝要である。
- (エ) 住所とか家族に関する質問も有効である。知的障
がいがあると、通常なら当然答えられるような質
問に対して答えられないことがある。また、足し
算などの簡単な問題を出題することも考えられる。
繰上り計算ができないこともある。認知症の判断
に使われる長谷川式スケールのように、形式化す
ると使いやすいと思われる。
- (オ) 学校についての質問も必要である。但し、必ずし
も養護学校（特別支援学校）や養護学級（特別支
援学級、情緒学級）卒とは限らない。年輩者の場
合は小学校だけの場合もあるので注意を要する。
- (カ) 障害者基礎年金の受給の有無や、療育手帳や障害
者手帳を持っていないかを聞くことも必要である。
- (キ) 職歴についての質問も時として有効となる。人間
関係が苦手なので頻りに職を変わっていることが
あるからである。また、給料が極端に低ければ福
祉的就労（作業工賃など）の可能性がある。福祉的
就労の場合は、障がいのある人の日中活動を保障
する制度で、作業工賃は最低賃金のしほりを受け
ないからである（大阪弁護士会編「知的障害者刑
事弁護マニュアル」Sプランニング）。

イ 障がいに気がついたあとの弁護士向けの留意点

チェックリストにより、被疑者・被告人に知的障がいがあるのではと気づいた場合には、次のことに気をつける必要がある。

(ア) たとえば、被疑者が弁護人はいらなしいといったとしても、その本位を見極める必要がある。知的障がいのある人は、本質的にコミュニケーション能力が高くないので、真意を十分に伝えることが困難であるからである。また、その二次的特性として、相手側に迎合しようとしたり、質問の意味がわからない場合はすべて肯定（黙従反応）あるいはすべて否定することがある。

まず、なぜ弁護人が要らないと言っているか良く聞く必要がある。そもそも弁護人の役割を理解していない場合がある。また、知的障がいのある人の勘違いとしてあるものに、たとえば前回執行猶予になったから、今回も執行猶予になるだろうと思いつている場合がある。

次に、弁護人は要りませんと言った理由が弁護士費用の点を考慮しての場合が考えられる。知的障がい者の人の場合成人してからも経済的に親の世話になっている場合もしばしば見受けられる。そのような場合、経済的負担をかけないようにしようと思つて、弁護士への依頼を躊躇する場合がある。

この他、自白を取るために捜査機関から「弁護士なんか頼んでも意味がない。」などと聞かされている場合もある。そのような場合には、弁護士は被疑者・被告人の正当な権利を守るものであることを説明し、「弁護士はあなたの味方です。」と言う必要がある。

(イ) また、知的障がいのある人の場合、弁護人と捜査機関との違いを十分理解していないことがしばしば見受けられる。「弁護士は警察とは違うこと。あなたを守るために来たこと。秘密は守ること。」などを平易な言葉で説明することが重要である。更に、黙秘権、署名押印拒否権、調書の増減変更の申立権、接見交通権などについて分かりやすい言葉に言い換えて説明することも不可欠である。そうすることによって初めて、知的障がいのある人に対する合理的配慮義務を尽くしたことになる。

(ウ) 次に知的障がいのある人から話を聞く場合の注意点としては以下のことがあげられる。

① 具体的な事実を問う質問にする（たとえば「誰がしたのか。」「何をしたのか。」）

- ② 平易な言葉を用いる
- ③ 短い文章で質問する
- ④ 複文でなく、単純な構文を用いる
- ⑤ 条件付きの文章にしない
- ⑥ 仮定の質問をしない
- ⑦ 指示代名詞を使わない

また、混乱させるような質問をしないことも必要である。

具体的には

- ① 時間の順を追って質問する
- ② たてつづけに質問しない
- ③ 重複尋問をしない
- ④ 威圧的な質問をしない
- ⑤ 流れを中断せず、説明を遮らない

その他、質問を理解する時間をかける、誘導尋問をしない、非言語的表現の意味するところをはっきりさせる等に注意する必要がある（大阪弁護士会編「知的障害者刑事弁護マニュアル」Sプランニング）。

(エ) そして、被疑者・被告人に知的障がいがある場合は、本人の供述内容に過度に頼らないことが重要である。できるだけ客観的証拠によって、犯罪事実の有無を判断すべきである。被疑者・被告人の内面に関することでも、家族や支援者など当人のできるだけ身近にいる者から十分な聞き取りを行い、当人の供述が真実であるかを見極めることが不可欠である。

別表

被疑者・被告人の障がいに気づくためのチェックリスト

- 目線があわない。
- 体を前後にゆすっている。
- 体のどこかをずっと触り続けている。
- 言葉遣いやイントネーションに違和感がある。
- 質問と答えがかみ合わない。
- パンフレットの漢字が読めない。
- 繰り上げ計算ができない。例 $15+8=43+72=$
- 動機が意味不明もしくは理解不能。
- 自宅の住所や電話番号が答えられない。
- 家族構成を説明できない。
- 養護学校（特別支援学校）卒である。
- 養護学級（特別支援学級、なかよし学級）にいたことがある。

- 障害基礎年金を受給している。
- 療育手帳もしくは障害者手帳を有している。
- 職場を頻繁に変わっている。
- もらっている給料が極端に低い。

(2) 弁護人が障がい者を十分に理解すること

弁護士が障がいのある人の刑事事件の弁護活動に関与するにあたっては障がいの特徴、当該障がい者の処遇のあり方などを十分に知って対応することである。捜査段階では警察へ可視化の要請したり、専門家の関与の必要性を書面などで要請し、そのうえで検察官と協議することである。

(3) 公判において障がいを十分に理解してもらうこと

また公判に臨むにあたって障がいの特徴と事件との関わりを丁寧に説明をし、捜査段階の調書作成の問題点、本人供述の問題点などを訴えるとともに、冒頭での意見陳述ではそのことを強調し、刑事の責任能力と本人の判断能力の関係、本人が事件に関与しているとしても拘禁施設への措置は教育刑その他の趣旨からしても事実上無意味であること、福祉施設との連携があれば再発防止に有効であることを強調することである。判断能力に難のある人の事件では、刑務所は適切ではなく、福祉施設で安定することこそ、本人の生活の安定のため、丁寧に訴えることが重要である。

(4) 福祉関係諸制度との連携強化

他方、従来、福祉の関係者、とくに行政や福祉施設の人々は刑事事件を起こす障がい者や刑務所で服役した障がい者を嫌悪する傾向があった。それもこれも刑事事件の責任能力と障がいのある人の判断能力の問題についての無理解が福祉の関係者にあったからにはほかならないと思われる。「罪」を犯した障がい者が刑務所ではなく、障がい者の更生施設で日常生活に特段の不自由なく生活をしていれば窃盗などの財産犯を犯すことは大幅に減少することになる。またグループホームなどで専門家の援助をうけたりしながら生活をするならば、安心して月々の生活を営むことが可能になる人が多い。その意味で障害年金や生活保護制度の一層の充実が不可欠である。

(5) 判断能力に即した対応の必要性

いずれにしても、従前の刑事事件では本人の刑事責任能力の有無・程度を中心に裁判上論議がされてきたが、知的障がい者や精神障がい者の判断能力はこれまでの是非の弁別能力と同次元で論ずることは、これまでの矯

正の実体と再犯をくり返す人々の実情に照らして、あまり意味がないといえる。いずれにしても、是非の弁別能力さえあれば刑事責任を問うことができるという考えは、あまりにも判断能力に難のある障がい者の人権を考慮していない誤った対応というべきである。

3 捜査機関・裁判所等の公的機関の対応改善

判断能力に難のある障がい者の犯罪類型で比較的多いのは、窃盗、無銭飲食、クレサラなどの詐欺共犯などの財産犯である。その背景には判断能力に難のある障がい者が就労ができていないことや障害年金などの年金の不支給、そして生活保護が受給できていないことなどがある。いうならば障がい者に福祉の諸制度、手当などが十分に活用されるならば、財産犯で起訴したり、刑務所へ入れたりするなどの措置は大幅に減少すると思われる。具体的にいえば、下記の対応が考えられる。

- ① 捜査関係者、警察、検事などに知的障がい者、精神障がい者、重複障がい者の特徴、判断能力の有無、程度、刑事手続における攻撃防禦の能力の不十分性、そして取調の可視化の必要性について研修を十分に行うことである。
- ② また、裁判官及び裁判所職員に対して、①と同じような研修を行うばかりでなく、裁判所の段階で判断能力の有無・程度が争われる障がい者の刑事事件の関与にあたっての特別研修を行うことが必要である。例えば、視覚障がい者で判断能力に難のある重複障がい者には、点字の調書や録音テープの本人への交付と聴取の機会、聴覚障がい者で判断能力に難のある重複障がい者には、手話や要約筆記などの専門家の配置などの手続をことさら重視することを義務づけるべきである。また視力や聴覚の障がいをもった重複の知的障がい者や精神障がい者には前記の手続に加えて、社会福祉士や精神保健福祉士などの本人の代弁者といつか本人の能力を十分にわきまえて攻撃防禦ができたり、本人の能力に合致した代理人の関与が必要である。
- ③ 前記①、②の研修では、知的障がい者らの取調や尋問の際における発問と答との関係（例えば、「やったか」と聞けば「はい」と答え、「やらなかったか」と聞けば「はい」と答えがちな問題）は勿論、調書の記載方法（例えば、質問に端的に答えたのか、途中、いくつかの発問と答があって、調書の結論になったのか、いうならば公判廷における速記録のごとく、すべてを要略せずに調書化したり、発問と答の時間がどのくらいあったかの記載・・・3分・・・）

などについても研修する必要がある。

- ④ また前記の研修と併行して、取調に関与する捜査関係者、裁判所の関係者に、判断能力に難のある障がい者なのか、そうでないのかを初期の段階で見分ける能力を身につけさせるためには、従前の鑑定とは別に、社会福祉士や精神保健福祉士などを関与させることである。このことは、その後の手続の進行上は勿論、本人の保護・権利保全のため極めて重要である。これが不十分なため、捜査関係者に都合のよい調査が作成されたり、これを一面的に信ずる裁判官が取調や調書作成の捜査過程を問題にすることなく、刑事の責任能力の有無などだけで判断するため、時には苛酷な判決になったり、極端な場合は冤罪、誤判をもたらすことになる。
- ⑤ 捜査機関、とくに検察官は、起訴・不起訴の決定にあたって少しでも判断能力に疑いのある障がい者の事件処理にあたっては、当該障がいの専門家や施設の担当者の意見を聴取することである。ここで当該障がいの専門家とは、これまでのような刑事責任能力の有無・程度を明かにするための精神鑑定などの専門家を指すものではない。知的障がい者や精神

障がい者、重複障がい者などの施設で10年前後働き、あるいは行政機関の相談センターなどで10年前後働いたことのある社会福祉士や精神保健福祉士を指している。

- ⑥ 前記の諸手続の必要性は、これまでの刑事裁判で責任能力ありとして公判廷で審理され、有罪判決を下されて刑務所に入ったものの、矯正の過程で刑務官が日常関わっているように、刑務所の教育はほとんど役にたっていないとの経験則によるものである。担当者と十分に協議したうえで対応することが必要である。

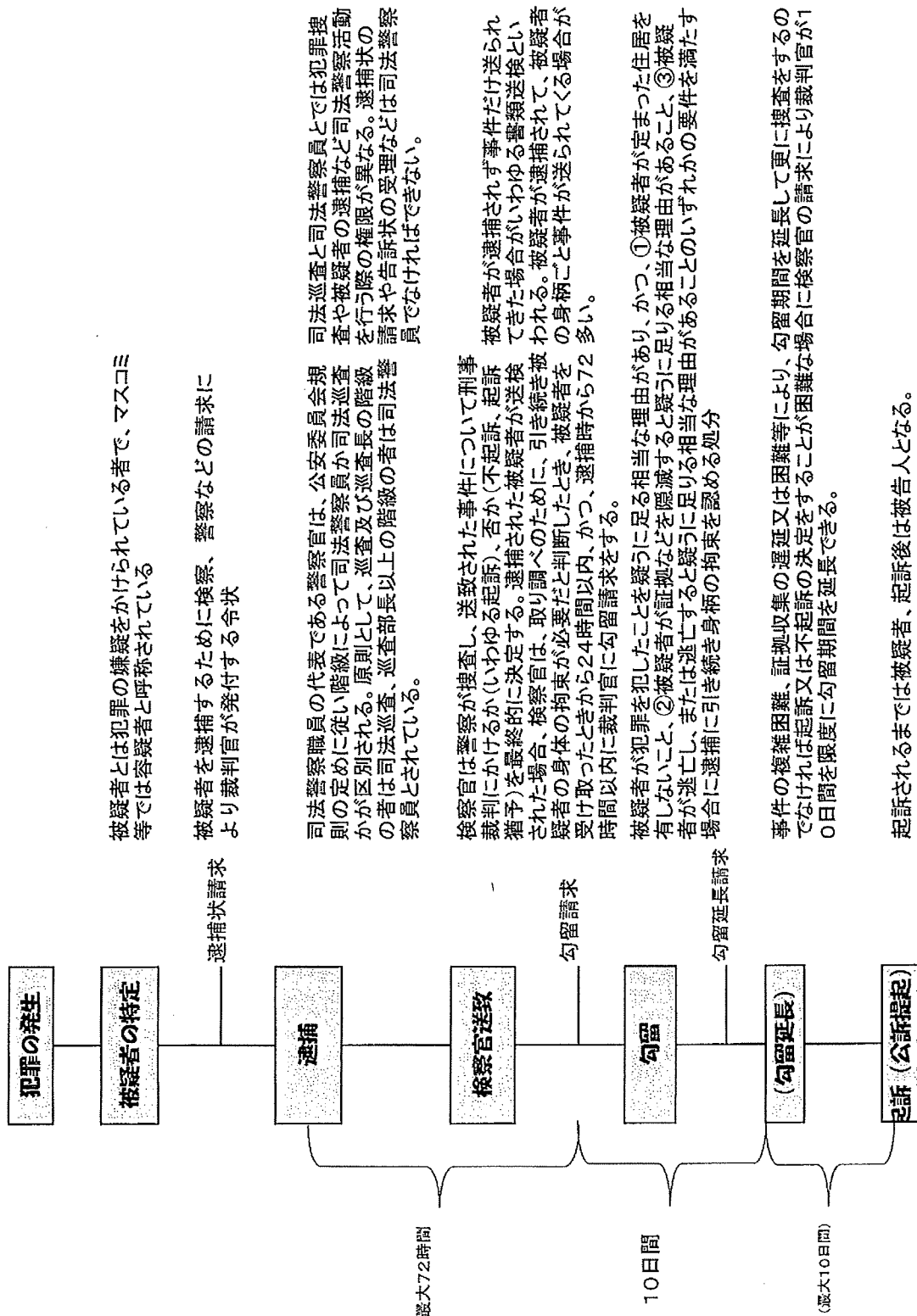
F. 研究発表

1. 論文発表
2. 学会発表

G. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

なし

起訴されるまでの手続きの流れ



資料 2

因海外渡事件受事件数 (地方事務所別/被疑者・被告人別)

地方事務所	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度3月4日現在																					
	10~3月計	4~3月計	10~3月計	4~3月計	10~3月計	4~3月計	10~3月計	4~3月計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	4~2月計							
東京	404	5,766	787	10,775	872	9,448	63	824	251	770	564	868	561	943	529	772	617	672	743	855	628	844	557	873	580	763	668	638	5,981	9,023
多摩	98	806	169	1,354	207	1,284	13	117	77	101	163	107	141	116	116	117	138	106	160	135	143	129	113	134	127	117	133	101	1,325	1,280
神奈川	143	1,427	251	2,544	280	2,515	28	221	135	188	250	337	205	253	176	185	200	215	272	222	261	248	159	275	210	158	257	175	2,155	2,477
川崎	35	260	89	620	76	547	4	50	30	52	74	94	51	72	52	45	46	58	50	53	55	51	26	68	56	46	59	55	503	625
小田原	31	279	54	458	90	465	4	39	36	34	56	55	53	69	41	36	51	33	68	41	44	51	29	41	43	63	50	38	475	490
埼玉	172	1,282	339	2,611	421	2,314	37	176	221	234	335	276	277	261	262	202	295	203	295	204	312	192	260	229	236	162	272	75	2,802	2,214
川越	23	298	66	558	63	532	5	44	41	35	48	35	61	40	45	47	41	24	64	29	82	37	45	31	42	24	42	10	497	396
千葉	189	1,376	302	2,573	379	2,818	41	212	149	227	321	350	249	246	244	240	288	202	310	265	286	265	197	318	247	186	277	129	2,601	2,640
松戸	43	239	64	573	42	613	0	26	28	38	61	42	66	55	82	40	83	43	80	42	62	38	44	50	61	34	58	18	627	427
茨城	57	722	105	1,555	134	1,647	17	143	55	115	99	173	112	171	76	116	83	141	113	176	91	171	86	174	78	123	87	119	886	1,022
栃木	67	690	115	1,496	133	1,534	9	116	102	126	128	183	111	136	99	100	115	138	151	150	119	150	83	155	113	120	126	95	1,166	1,468
群馬	52	665	85	1,294	115	1,169	17	87	48	85	89	117	88	124	87	101	71	96	94	131	88	131	70	128	45	92	68	81	756	1,173
群馬	18	281	55	554	58	483	2	54	35	37	81	70	51	61	47	37	63	59	90	58	69	66	41	49	48	30	54	34	381	554
群馬	41	339	46	653	68	633	3	44	28	58	70	80	58	63	56	48	69	61	87	76	59	68	40	55	48	46	66	49	585	657
群馬	33	314	67	500	76	732	3	51	37	60	78	83	51	70	59	40	80	59	77	68	73	73	43	64	50	45	81	50	612	675
山梨	20	230	59	447	55	467	0	40	17	35	44	45	35	56	23	31	40	42	45	49	34	33	35	50	16	33	42	16	336	435
長野	35	494	101	833	78	866	8	51	23	45	84	87	85	89	54	64	54	73	60	71	53	82	37	81	36	63	47	50	521	756
新潟	42	478	76	852	73	970	9	77	46	75	112	87	84	108	51	102	80	83	51	83	80	88	52	82	73	82	70	74	748	951
新潟	291	3,347	630	6,877	790	6,883	64	539	278	535	515	694	459	618	433	576	554	577	685	685	531	738	392	518	473	588	424	393	4,778	6,541
大阪	85	793	156	1,258	127	1,229	11	109	70	101	126	157	140	126	136	99	140	115	192	145	146	122	99	110	103	90	108	85	1,271	1,250
兵庫	80	694	144	1,270	155	1,257	19	37	47	87	128	142	86	151	93	101	94	106	137	125	138	124	85	102	103	111	128	112	1,056	1,308
京都	26	335	63	571	54	613	4	43	29	52	73	71	54	52	68	48	56	46	75	53	61	51	42	51	57	34	57	53	576	552
大阪	20	364	45	633	54	629	3	54	26	66	64	70	50	76	40	47	31	42	63	76	50	56	46	60	68	78	51	48	492	660
奈良	25	351	81	707	78	752	2	21	48	62	75	90	51	53	68	34	80	45	84	55	64	39	48	38	54	32	84	49	648	488
奈良	38	385	79	682	61	758	5	47	85	58	119	123	90	97	66	52	60	65	141	76	84	83	45	60	50	47	97	45	841	763
奈良	18	390	56	632	86	708	2	50	23	55	66	76	36	76	32	54	51	53	48	71	61	73	29	92	65	87	39	81	442	763
奈良	150	1,445	306	2,745	373	2,640	33	266	164	301	313	353	279	299	244	301	244	263	238	237	202	288	151	267	230	240	222	191	2,431	3,866
和歌山	44	459	78	815	80	825	5	82	58	83	85	118	98	105	101	108	80	94	112	100	92	82	48	92	63	56	78	69	895	1,000
和歌山	55	508	67	882	88	875	6	55	34	70	84	80	58	81	63	74	48	57	92	85	87	78	62	58	75	69	79	73	689	810
和歌山	47	435	108	831	103	774	5	56	34	61	95	76	78	89	68	61	59	77	76	73	67	68	50	64	67	57	54	54	656	738
和歌山	8	154	16	227	34	245	1	22	9	33	35	33	27	26	27	14	29	30	41	25	30	36	10	19	28	19	27	9	273	266
和歌山	22	404	51	706	55	566	5	57	23	52	47	78	46	47	35	36	38	39	64	47	51	84	30	55	21	45	25	25	388	545
和歌山	14	185	31	334	28	293	4	18	10	28	23	34	19	24	17	20	28	25	22	26	24	24	18	26	25	17	17	8	207	250

(平成22年3月4日現在)

地方 自治体	平成19年度				平成20年度				平成21年度				4~2月計																		
	10~3月計	4~3月計	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月																			
	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人																	
広島	91	748	121	1,358	123	1,359	16	130	80	117	154	147	116	118	116	92	122	153	136	125	87	133	98	108	107	108	1,139	1,369			
山口	28	380	73	848	67	805	7	44	32	69	77	77	70	82	52	63	52	97	79	88	78	45	71	45	53	65	47	639	714		
岡山	50	524	88	854	98	969	8	81	31	88	105	124	88	106	70	78	106	86	95	114	112	96	72	116	85	71	67	844	1,025		
鳥取	12	186	27	331	19	307	1	25	13	11	29	35	28	28	17	23	23	26	28	23	42	34	23	48	25	31	28	24	263	312	
島根	8	109	18	321	43	325	0	31	16	28	41	35	31	25	28	20	18	16	30	25	28	33	13	31	24	18	21	247	289		
徳島	128	1,393	295	2,831	281	2,622	22	200	108	214	230	274	209	257	226	204	179	203	230	247	260	275	193	277	253	231	214	150	2,194	2,532	
香川県	42	479	105	750	114	854	3	60	45	68	86	98	90	95	71	73	68	87	106	94	84	76	110	93	86	91	64	877	919		
愛媛	20	246	27	558	40	546	3	37	16	55	45	54	41	41	57	50	48	55	69	51	55	56	47	57	51	45	54	45	488	548	
高松	31	337	42	631	78	660	3	42	40	37	46	54	50	53	49	43	51	44	55	51	56	40	49	61	34	44	37	36	470	505	
大分	31	242	52	456	45	411	3	22	27	38	47	48	61	55	39	46	48	54	48	52	38	41	33	51	42	59	22	29	408	495	
熊本	60	484	101	788	117	852	9	59	50	65	106	106	74	75	73	72	51	60	169	84	75	85	48	68	74	61	68	50	797	766	
鹿嶋	40	338	59	732	80	740	4	51	22	45	56	64	52	67	33	49	41	51	65	77	66	62	42	70	54	53	61	55	496	644	
宮崎	32	353	83	675	56	593	3	47	30	45	63	57	39	50	44	37	56	48	79	70	55	50	38	55	54	49	41	510	594		
沖縄	57	537	96	1,041	55	1,051	7	61	54	60	107	112	84	94	80	57	86	58	116	88	119	72	85	110	66	92	98	49	912	874	
宮城	60	591	126	1,120	144	1,125	13	77	63	85	146	129	134	132	93	92	111	95	160	122	113	123	77	112	118	108	123	92	1,151	1,172	
福島	24	474	53	872	82	910	2	63	32	37	75	94	69	97	65	70	70	50	93	83	79	77	58	50	51	59	66	50	686	790	
山形	14	227	27	465	21	471	3	25	22	35	48	61	00	54	32	33	31	41	39	55	38	38	20	53	28	31	29	33	350	459	
岩手	22	243	49	465	32	471	3	31	14	28	84	57	37	51	37	28	48	39	41	47	49	36	43	60	34	37	38	36	408	450	
秋田	20	213	33	370	38	449	4	33	19	39	55	43	36	48	37	34	29	34	41	32	28	30	30	45	25	31	31	27	333	385	
青森	25	317	45	638	48	575	2	34	27	43	46	60	43	60	44	54	35	33	55	59	53	59	43	61	28	45	43	23	419	531	
北陸	90	1,095	198	1,972	159	1,711	15	106	80	138	223	200	195	177	162	129	147	138	198	151	158	182	138	182	161	125	150	106	1,627	1,613	
石川	16	138	48	333	38	211	3	14	15	15	28	24	24	18	26	12	15	12	12	16	19	6	10	16	20	10	19	16	181	159	
福井	10	176	32	337	38	341	3	19	18	32	37	33	21	28	27	30	20	23	32	19	36	35	15	25	21	19	25	17	258	278	
滋賀	16	237	50	487	30	488	1	22	31	28	59	53	33	46	23	24	29	35	46	28	46	28	46	37	23	37	31	28	35	343	383
奈良	26	486	65	996	53	1,004	10	84	24	85	51	86	70	90	45	83	39	68	61	82	62	112	37	120	67	93	63	75	529	988	
和歌山	20	182	46	420	35	427	0	21	21	30	37	42	29	45	24	31	39	37	59	43	47	32	25	49	31	42	33	30	345	402	
高知	17	317	49	514	54	494	3	38	23	28	40	55	43	52	35	55	23	32	48	43	44	46	30	49	28	28	10	24	357	460	
愛媛	15	394	61	603	82	782	6	66	58	66	76	83	72	92	40	55	53	49	90	86	47	65	47	75	59	66	64	50	614	751	
合計	3,438	37,717	6,779	71,305	7,415	69,758	584	5,892	3,326	5,622	6,734	7,680	8,912	7,006	5,245	5,633	5,597	5,354	7,246	6,209	6,339	4,485	6,880	5,296	5,494	3,694	4,503	56,452	67,192		

平成21年度に比べて増加

A. 研究目的

拘禁を回避する条件を整えるためには、福祉的な支援が必要な高齢者や障害者を刑事司法のできるだけ早い段階で把握することが必要である。つまり、警察に逮捕された段階、検察に送致され勾留されている段階、そして、起訴（公判請求）されて判決を待つ段階において、福祉的な支援が必要な被疑者・被告人の存在を把握し、必要な支援の内容や実行可能な支援策について検察官・裁判官に伝え、起訴猶予や執行猶予を促していく必要がある。

B. 研究方法

平成 21 年度

- ・法務と福祉の接点である接点である更生保護との連携の検討
- ・執行猶予付判決後の保護観察の現状

平成 22 年度

- ・各調査の検証
- ・課題の整理と対応の検討

平成 23 年度

- ・提言内容の整理

本研究では、高齢者や障害者が比較的軽微な犯罪で被疑者・被告人となった際に、拘禁を回避するためにどのような仕組み（支援）が必要であるかについて、特に更生保護に焦点を当てて研究を進めたい。

研究の具体的な方法・内容については研究協力者・助言者との議論の上で決定するが、現時点では以下のような調査研究を行うことを計画している。

- ① 被疑者・被告人となった高齢者・障害者について警察・刑事司法統計（検察、矯正、保護統計年報）といった既存の統計を調査することでその特徴を分析する。
- ② 保護統計年報を詳細に分析することで、保護観察付執行猶予者の特徴や現状、起訴猶予者・執行猶予者に対する更生緊急保護の現状について分析する。
- ③ 更生保護施設及び保護観察所等に対して、執行猶予中の高齢者・障害者に対する保護観察処遇の実態や更生緊急保護を求めてきた起訴猶予・執行猶予中の高齢者・障害者に対する保護の実態や留意点に関する調査を実施したい。また、可能であれば、更生緊急保護を求めてきた起訴猶予者や執行猶予者に対す

る実態調査も併せて実施したい。

組織的なアンケート形式の社会調査が困難な場合には、インタビュー形式の調査の実施も検討したい。

- a. 更生保護施設に対する調査
 - ・保護観察付執行猶予者の保護や更生緊急保護による高齢者・障害者の受入れ実態
 - ・高齢者・障害者を受け入れる際に考慮する事項
 - ・高齢者・障害者を受け入れるために必要な条件又は福祉的支援
 - ・更生保護施設と福祉との連携の現状・課題
- b. 保護観察所に対する調査
 - ・4号観察対象の高齢者・障害者の実態
 - ・4号観察対象の高齢者・障害者の処遇上の留意点や問題点
 - ・更生緊急保護を求めてきた高齢者・障害者に対する保護の実情
 - ・更生緊急保護を求めてきた高齢者・障害者に対する必要な支援
 - ・保護観察所と福祉との連携の現状・課題
- c. 更生緊急保護を求めてきた起訴猶予者や執行猶予者に対する調査
 - ・希望する保護の内容

- ④ 諸外国における触法高齢者・障害者を巡る司法と福祉の連携、特に、事件発生後できるだけ早期の段階で福祉的ニーズの把握が行われるシステム、例えば「判決前調査」、「特別な当番弁護士制度」、「警察・検察・裁判所における福祉専門職又は福祉的素養をもった担当官の配置」、「知的障害者の親の会などの民間組織による全国的な支援」等について具体的に調査する。

調査対象国としては、龍谷大学矯正保護研究センターと研究協力関係にあり調整が可能な北欧・イギリス・イタリア・フランス・台湾・韓国等を調査対象としたい。具体的には、これらの国における触法高齢・障害者に対する支援制度の概要に関する文献等の情報収集を行い、その中で、日本において参考になる制度が確立している国を特定し、実地調査を行いたい。

具体的な提携先としては、

- ・ ポーツマス大学刑事司法研究所との共同研究（下記レポートに焦点を当てて）
- ・ オスロ大学犯罪学研究所との共同研究
- ・ イタリア（UNICRI）との共同研究（イタリアは知的障害を含む障害者政策において先進的な取り組みをしているとともに、受刑に何らかの年齢制限を設けているとの情報もある）

（倫理面への配慮）

モデル事業による支援や、アンケート情報、事例研究等における個人情報の取り扱いについて次のとおり厳格に管理する。

1. 個人情報は、本研究の研究代表者と研究分担者及び事前に名簿を提出した研究協力者・研究助言者（以下「関係者」という）に限って閲覧・分析可能とすること。
2. 個人情報は、本研究の目的以外の目的で利用しないこと。
3. 個人情報を電子情報の形にした場合は、ファイルにパスワードを設定し、関係者以外の者が閲覧できないようにすること。
4. 上記3の電子情報を扱うパソコン等は、インターネットに接続した状態で使用せず、コンピューターウイルスに情報流出を防止する措置を講ずること。
5. 紙媒体による個人情報は、むやみに複写をとらず、関係者以外の者には閲覧させない。
6. 個人情報を利用した研究成果を公表する場合は、個人が特定されることのないように配慮すること。
7. 研究を終了したときは、個人情報を慎重な手続きですみやかに廃棄すること。
8. 研究分担者は、本要領及び研究分担者が定める個人情報の保管・管理上の規定について、関係者に周知徹底を図ること。

C. 研究結果及び考察

1) 統計分析(保護統計年報等)

保護統計年報を詳細に分析することで、保護観察付執行猶予者の特徴や現状、起訴猶予者・執行猶予者に対する更生緊急保護の現状について分析する。

平成21年度は、更生保護における4号観察者と更生

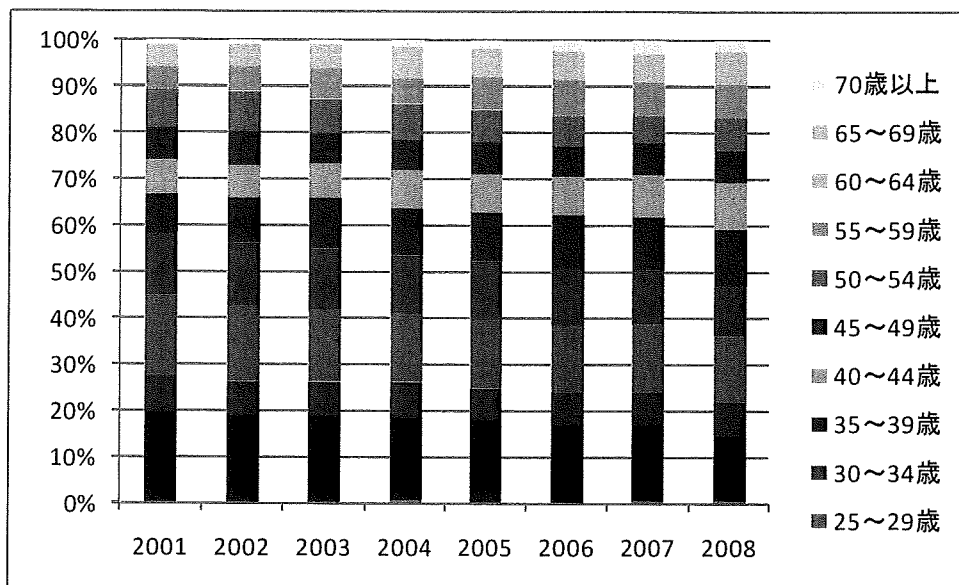
緊急保護に注目して、その動向を調査している。ここでは、主に2001年から2008年のデータに基づき、概要を報告する。

まず、4号観察者新受人員の年齢構成比であるが、この間ではほぼ変化は見られない。全体の新受人員数は減少傾向にあるものの、65歳以上の新受人員は5%前後で推移しており、60歳以上を見ると10%近くに推移している。次に、新受人員の知能指数であるが、4号観察者では90%以上が「不詳」となっており、その正確な動向はわからない。これは全体の新受人員の知能指数でも30%から40%が「不詳」となっており、更生保護の受け入れ段階で知能指数を測定していない結果であろう。ただし、新受人員全体で知能指数が70以下の人員が10%弱存在していることは注目しておかなければならない。また、4号観察者新受人員の精神状況でも、これも正確な動向はわからないものの、約2%前後が「知的障害」に分類されている。次に、新受人員の職業の有無であるが、約50%強が「無職（その他）」「不詳」となっている。また、生計状況では、約40%が「貧困」（生活保護受給・公共料金を払えない等）となっており、4号観察者の半数近くが生計が困窮していることが分かる。このような状態は、保護観察終了時には一定は改善されているが、依然約30%の者が「無職（その他）」「不詳」のままである。

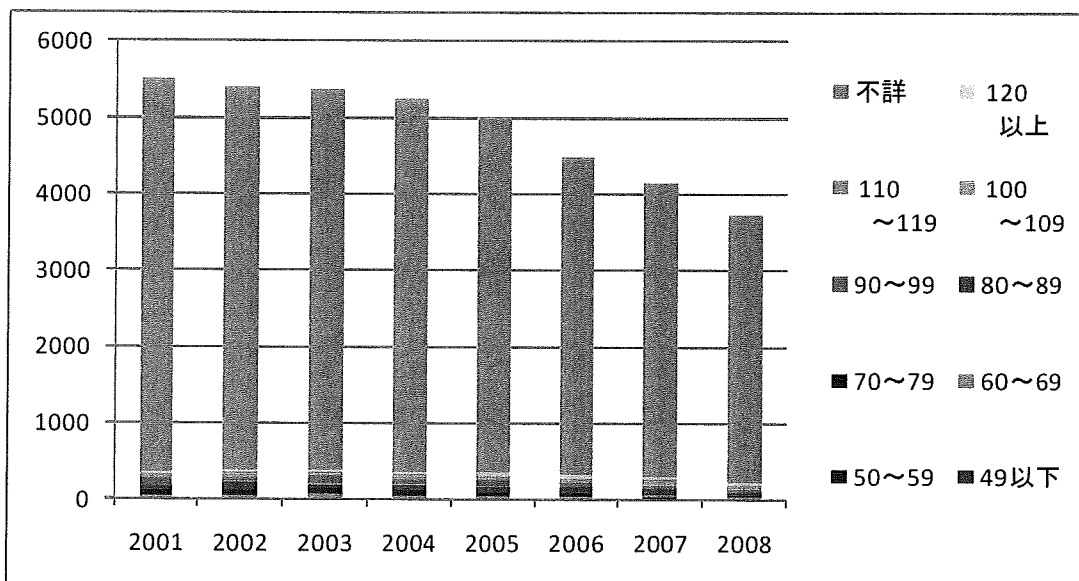
次に、更生緊急保護人員については年々増加しており、その内訳では実数と構成比とともに「刑の執行終了者」が増加していることが分かる。また、更生保護施設委託終了者の終了事由別にみると、円満退所（自立）が最も多く65%から70%を占める。次いで、「種別移動」「無断退所」が多いが、約2%前後が「円満退所（福祉施設等へ）」に分類されている。

（研究協力者：我藤諭）

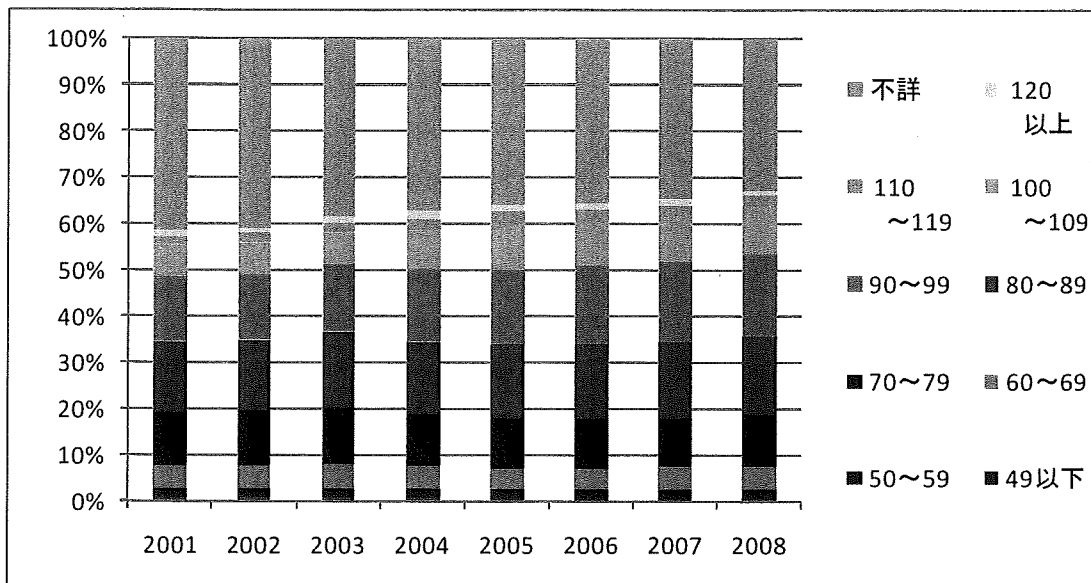
資料1：4号観察者新受人員の年齢構成比



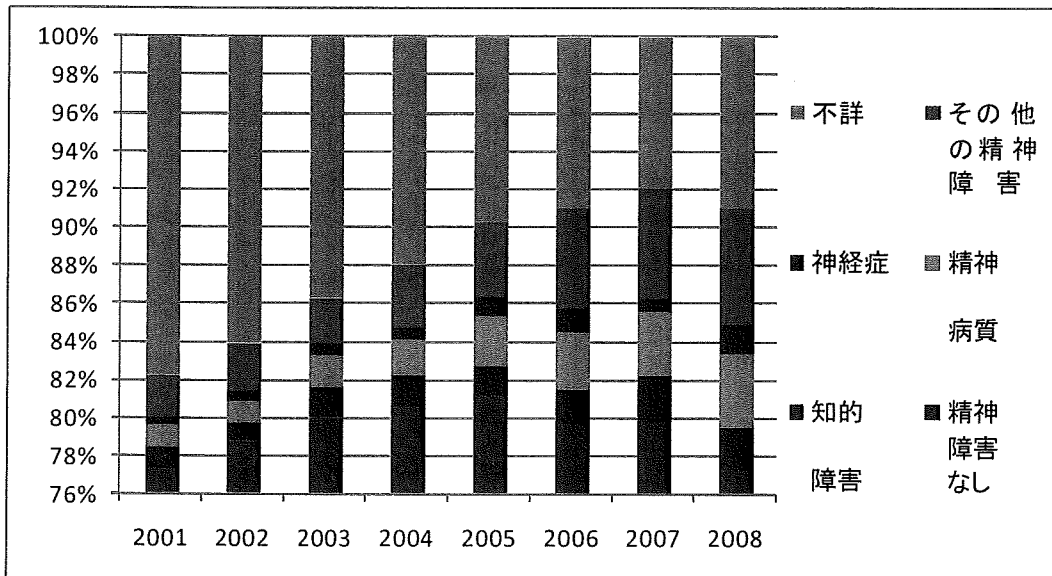
資料2：4号観察者新受人員の知能指数



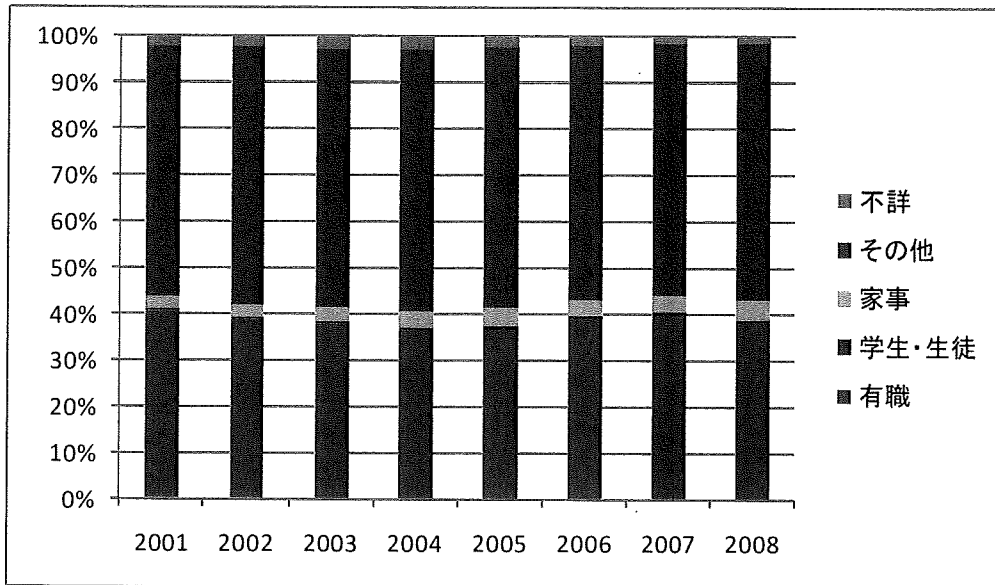
資料3：新受人員総数の知能指数



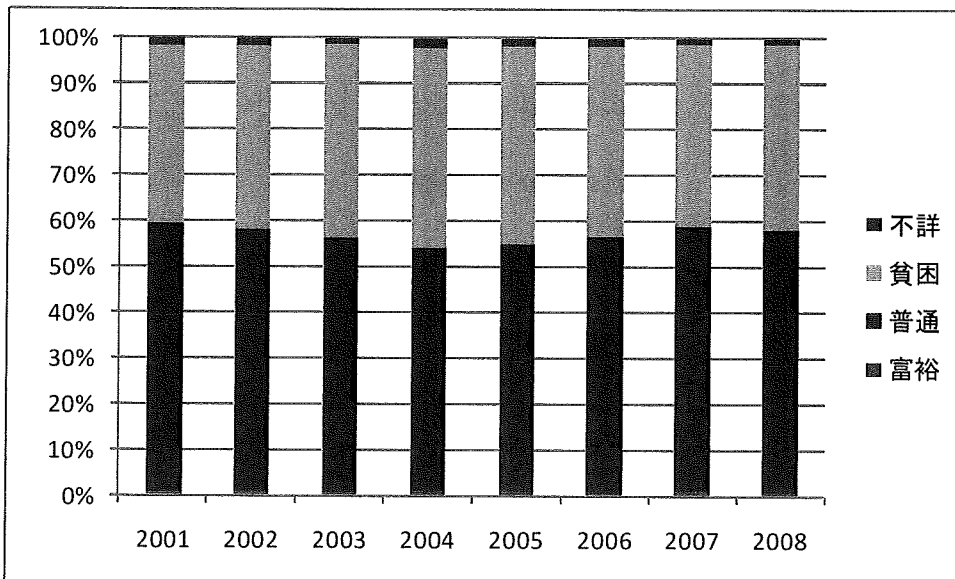
資料4：4号観察者新受人員の精神状況



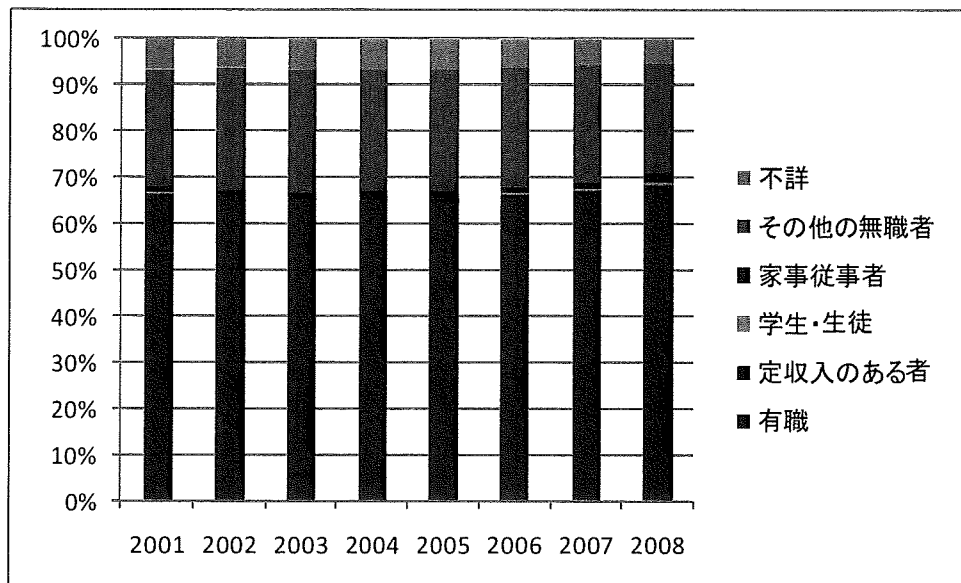
資料5：4号観察者新受人員の職業の有無



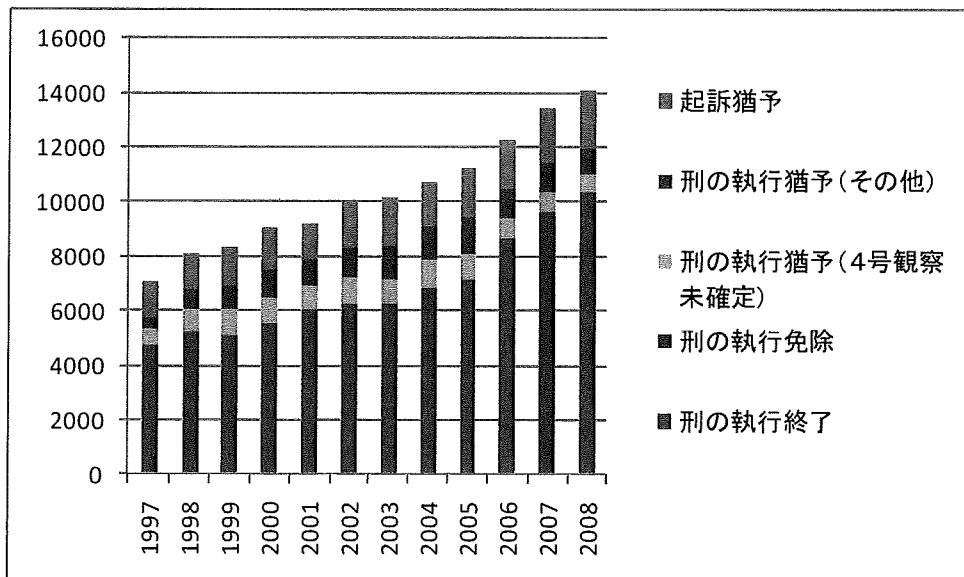
資料6：4号観察者新受人員の生計状況



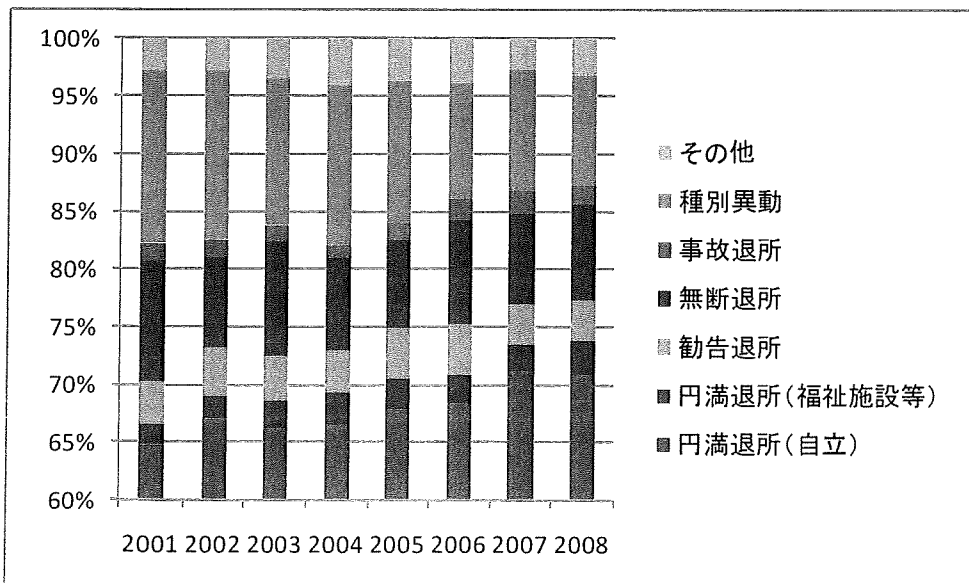
資料7：4号観察者 保護観察終了時の職業



資料8：更生緊急保護事件の受理人員



資料9：更生保護施設委託終了者の終了事由



2) 更生保護施設に対する調査

更生保護施設（職員）に対して、執行猶予中の高齢者・障害者に対する保護観察処遇の実態や更生緊急保護を求めてきた起訴猶予・執行猶予中の高齢者・障害者に対する保護の実態についてインタビュー調査を実施する。調査票案を作成した。

(1) 研究対象

刑事司法における何らかの処遇を経た高齢者・障害者は、その社会復帰において更生保護段階を誰もが経るわけではない。また筆者が行ってきた被保護者へのインタビュー調査では、就労による自立更生を実施する更生保護施設の多くが、就労可能性の低い高齢者等の受け入れに消極的である。しかし刑事施設からの中間処遇や、あるいは更生緊急保護により「やむを得ず」高齢者・障害者を受け入れる更生保護施設は多いと考えられる。

このため、触法高齢者・障害者の更生保護について、更生保護施設における受け入れ実態、職員の意識・態度を把握・分析することにより、かれらを対象とする更生保護のあり方と社会福祉との連携のあり方を構築する課題が明らかになると考えられる。

(2) 方法

更生保護施設に対しては、質問紙による悉皆調査と、触法高齢者・障害者を受け入れたことのある施設を対象としたインタビュー調査を通し、1) 受入に対する実態・2) 打診のあった際に検討する事項・3) 受け入れのために必要と考える条件や支援・4) 社会福祉との連携、について調査を行う。質問紙は郵送法、インタビュー調査は調査者が訪問して実施する方法が考えられる。

1) 質問紙調査の内容

全国の更生保護施設に対し、触法高齢者・障害者の処遇に関する調査を実施する。これを通して、本研究課題である触法高齢者・障害者への問題意識や取り組み状況について把握する（別紙1）。

2) インタビュー調査の内容

高齢者・障害者の受け入れ経験のある更生保護施設に対し、受け入れケースの具体的な処遇を中心に半構造的な聞き取り調査を行う。なお高齢者については、中間処遇の経験がある場合も対象と考えられるため、インタビュー調査の対象とする（別紙2）。これを通して、質問紙調査による調査からより詳細に実態と課題点を把握していくこととする。

3. 調査研究の行動計画

(1) 行程

2009（平成21）年11・12月 調査先への依頼、質問紙調査の郵送

2010（平成22）年1～3月 インタビュー調査の依頼、実施、報告とりまとめ

(2) 検討事項

第1に、触法高齢・障害者誰もが更生保護施設へつながっているわけではなく、刑事施設の社会福祉士から地元社会福祉機関・施設あるいは地域生活定着支援センターが紹介される場合も考えられる。これらを今後調査対象としていくかは検討を要する。

第2に、地域生活定着支援センターを対象とする調査を視野に入れるべきか。これは現時点での開設状況を鑑みるとパイロット事業的な状況であり、まだ対応や関係機関との関係など他の課題も多いため、検討しなければならない。

（研究協力者：古川隆司）

3) 諸外国における刑事司法と福祉の連携

本年度は、イタリア、ノルウェー、イギリス、ドイツ、台湾、韓国等を調査対象とする。

イタリアについては、トリノにある UNICRI (United Nations Interregional Crime and Justice Research Institute) の研究員の Angela Patrignani (アンジェラ・パトリニャーニ) & Francesca Bosco (フランチェスカ・ボスコ) の両氏に海外研究協力者をお願いし、イタリアの刑事司法における高齢・障害者の処遇に関するレポートの作成を依頼した。(資料-1) これまでの成果は、別紙報告書のとおりで、英語によるレポートを受領した。ノルウェーとイギリスについては、それぞれ Lill Scherdin (リル・シェリダン) 及び Tom Ellis (トム・エリス) 氏に関連文献の調査を依頼し、現在資料を収集中である。

また、研究メンバーの斎藤司が、ドイツ、韓国において関係者へのインタビューを含めて実地調査を行った。その結果、韓国については、刑事司法において、高齢者や知的障害者などに対する特別な措置はないことが判明したため、調査対象国から除外することとした。

本年行ったイタリアの刑事司法の流れについては別紙-3を参照。

4) 未決拘禁者を含む被疑者に対する社会的援助に関する調査

I. ドイツにおける被疑者等に対する援助に関するインタビュー (Beulke 教授) (パッサウ・2009年9月7日)

○獲得成果

- ① ドイツでは、自由意思に基づくセラピーや援助の提供が行われている
- ② その効果や成果を手続打ち切り (不起訴など) や量刑のために主張
- ③ 未決拘禁における社会的援助を提供する施設の義務 → 裁判所への迅速な通知 (未決拘禁からの解放のため) を行う義務 → 未決拘禁回避・短縮のために社会的援助 (無罪推定) → 立法

具体的なインタビュー内容

1. 自由意思に基づくセラピーや援助

・治療の成果 → 刑を軽くするため手続打ち切りのために弁護側が主張

・刑訴法 153条 a1 項 6号 → 行為者・被害者和解と同様の位置づけ (最低刑 1ヶ月以上の自由刑や罰金の場合といった経済の場合は、裁判所の同意無く打ち切り)

2. 未決拘禁執行法

・バイエルン州での立法はまだ → 連邦レベルの刑訴法改正は 2010年1月1日から施行

・来年には全ての州で成立予定

3. 権限の問題

・執行猶予の場合 → 再犯等による収容 → 収容するかどうかは裁判所 → どのくらいの期間収容するかは行刑機関

・仮釈放 → 行刑施設による相談を踏まえて検察官が申出し、裁判官が関与

・司法執行施設の所長は法律家であることが多い → お金がかかるので、Passau 司法執行施設では非法律家が施設長

4. 未決における援助

・一年間の小遣い金の援助

・少年については十分な教育を提供する施設がある

・18~21歳 → 少年から区別して収容

・未決の場合は拘禁期間が短いので要求は短い

・拘禁短縮・回避のための援助 → 少年の場合はある

・ドイツの少年手続では、未決率が高い → その反面、量刑においては身体拘束率はそれほど高くない (刑を科すことなく社会訓練コース、少年拘禁 (刑罰ではない)、さらに未決拘禁の参入)

・少年裁判所法 → 拘禁の回避について規定

II. 韓国における被疑者等に対する援助に関する調査 (パッサウ・2009年8月中旬)

○獲得成果

・特に行われていない

III. 課題

○ここまで考えてきた、身体拘束短縮・回避制度は、未決拘禁者の「任意」が前提 → 問題はないか?

→ 任意性の確保のために必要なシステム → 弁護士の関与、取調の可視化、専門家の関与

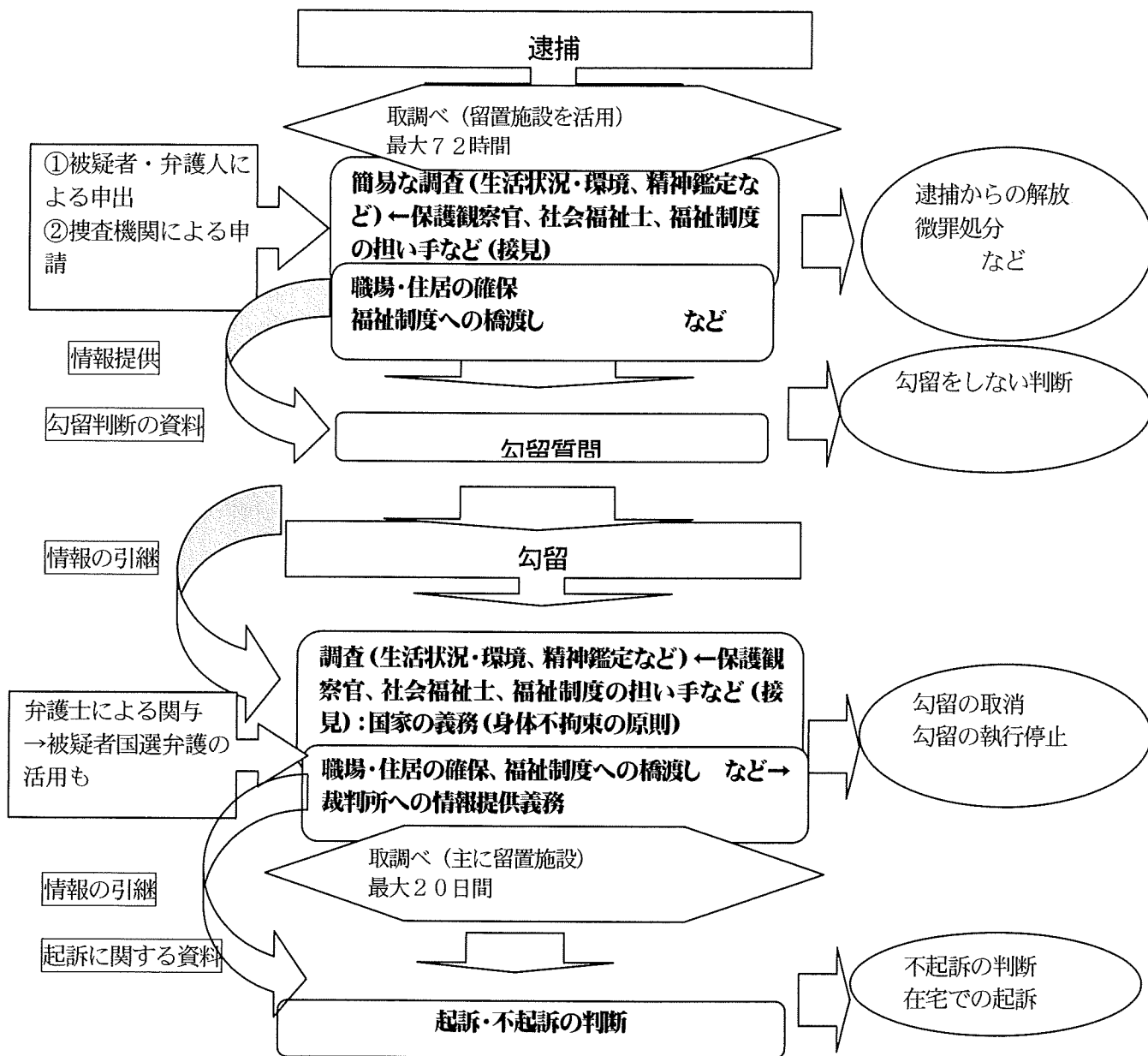
○日本における起訴基準との関係 → ドイツでは、起訴法定主義を採りつつ、その例外を法定するという方式 (比較的明確) → 日本では刑訴法 248条の規定のみ

○代用監獄という日本独自のシステムの存在

○取調べの比重の違い

IV. 拘禁回避・短縮に関するモデル試案

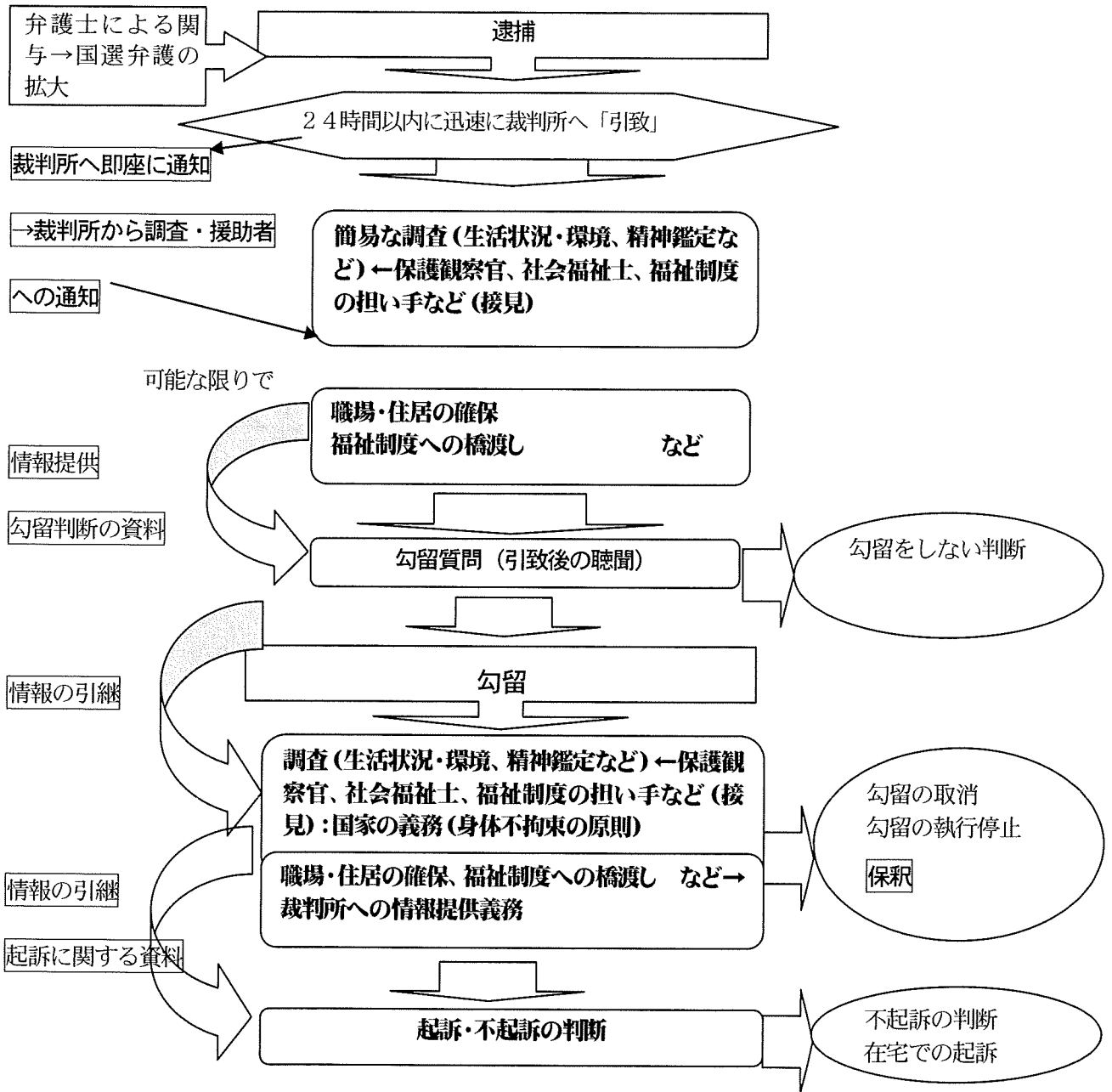
①現行の刑事司法システムを前提として可能な制度



問題と思われる点

- ①留置施設の利用が前提とされている点→援助の提供が自白獲得の取引材料とされないか？
- ②密室の取調べ、取調べ重視の捜査→調査や援助提供の優先順位を認めない方向性
- ③逮捕段階での弁護士関与が不十分→調査や援助の提供は任意が前提だが、その確保が困難
- ④身体拘束からの解放手段が不十分→とくに起訴前における保釈の欠落
- ⑤弁護士以外の者との接見に関する保障の不十分さ→時間や方法
- ⑥起訴・不起訴判断の不明確さ
- ⑦国家や施設の義務に関する規定はなし

②法改正も目指した制度



- 改正点
- ①可能な限り留置施設の利用を制限する→逮捕を施設収容ではなく、裁判所への迅速な引致と解する
 - ②取調べの可視化→逮捕後の24時間、拘置所を利用した取調べ
 - ③逮捕段階からの弁護士関与→調査や援助の提供は任意を確保するため
 - ④身体拘束からの解放手段を拡大すべき→起訴前保釈など
 - ⑤弁護士以外の者との接見に関する保障の不十分さ→立会なしの接見、オープン・ビジット方式
 - ⑥起訴・不起訴判断の不明確さ→対象者を限定して、特定の起訴基準を設定すべきか？
 - ⑦国家・施設の義務の明文化→高齢・障害者に限定されない

- 問題点など
- ①逮捕の期間が短縮されるため、調査・援助、弁護士選任の時間について問題が生じる可能性も
 - ②取調べの比重をどのようにするか

(研究協力者：斎藤司)

5) 弁護士会に対する調査

荒弁護士グループと協力して、弁護士会を通じて当番弁護・国選弁護を担当している弁護士に対して、知的障害や高齢によって自立が困難な被疑者・被告人の実態についてのアンケート調査を実施する。これまでの成果は、質問票（別紙-4参照）を作成した。

（研究協力者：岡田和也）

D. 考察

1) 研究成果の学術的意義について

触法・被疑者となった高齢・障害者の動向は、特に知的障害者に関する動向は、「不詳」等が多く正確には把握しきれない。ただし、人口比等を考慮すると、潜在的に知的障害者が存在している可能性は高い。また、更生緊急保護では、年々その人員は増加しているものの、更生保護施設から福祉施設等につないでいるケースが非常に少ないことが明らかになった。

2) 研究成果の行政的意義について

起訴猶予、罰金、執行猶予を勝ち取るために必要な条件としては、①示談や弁償を可能とする経済力、②検察官や裁判官を納得させる真摯な反省と謝罪（コミュニケーション能力）、③仕事や住居を含めた処分決定後の帰住地や引受人（技術・人脈）などである。

上記のような条件を満たすためには、高齢者や障害者に対する理解や生活保護・福祉施設の受け入れなど利用可能な支援など刑事司法の中に福祉的な視点を取り入れることが不可欠である。

E. 結論

知的障害や高齢である被疑者・被告人の拘禁を回避する条件を整えるためには、福祉的な支援が必要な高齢者や障害者を刑事司法のできるだけ早い段階で把握することが必要である。つまり、警察に逮捕された段階、検察に送致され勾留されている段階、そして、起訴（公判請求）されて判決を待つ段階において、福祉的な支援が必要な被疑者・被告人の存在を把握し、必要な支援の内容や実行可能な支援策について検察官・裁判官に伝え、起訴猶予や執行猶予を促していく必要がある。

高齢者や知的障害者に必要な福祉ニーズの把握と具体的支援のあり方としては、以下のような施策が考えられる。

1) 当番弁護制度の活用

これは、被疑者段階で関わる当番弁護士や被告人段階で関わる国選弁護人に対して、高齢者や障害者など福祉的支援が必要な被疑者・被告人の存在とそのニーズや支援の在り方に対する問題意識を持ってもらうことから始める必要がある。そのためには、弁護士会において、こうした高齢・障害を持つ被疑者・被告人の問題に関する

研修会を活発に行い、弁護士一人ひとりの自覚を促すことで、支援の可能性を高めるものである。弁護士向けのマニュアルとしては、大阪弁護士会が作成した「知的障害者刑事弁護マニュアル」が参考になるが、多忙な弁護士に対する啓蒙としてはパンフレットのような簡単に手に取れるものも作成する必要があるかもしれない。

2) 検察庁・裁判所への社会福祉士等の専門職の配置

これは、検察庁や裁判所に触法高齢者や障害者の支援に精通した社会福祉士を配置し、検察官や裁判官の処分決定を支援するものである。具体的には、起訴前の取り調べや公判に当たって、高齢者や障害が疑われる者がいた場合には、検察庁や裁判所に配置された社会福祉士を同席させるなどして、その意見を求めるものである。これによって、事案は軽微であるものの、起訴猶予や執行猶予を選択するには、反省の程度や社会的な受け皿が不足していると判断しているケースについては、この社会福祉士が、その専門的知識を活用して拘禁を回避するための条件を整えることができる。

この点に関しては、イタリア法務省に所属し、刑事司法、特に刑罰の執行段階で重要な役割を果たしているソーシャル・サービスの CASSA が一つのモデルとなる。CASSA は、ソーシャル・ワーカーや臨床心理士から構成され、イタリア憲法に示された「刑罰は人道的で、かつ更生に資するものでなくてはならない」という理念に基づいて作られた組織であり、障害者や高齢者の刑罰の執行（代替刑の選択）に当たって刑事司法の様々な段階で、社会福祉や更生の立場から積極的な役割（助言・勧告）を行っている。日本では、家庭裁判所調査官がこの CASSA の役割に最も近い。

3) 判決前調査の導入

これは、家庭裁判所の調査官が行っている審判前の社会調査に近いものである。家庭裁判所の行う調査は、心理学、社会学等の専門的知識を活用しながら、審判対象となっている少年の非行原因や社会的背景、更生可能性、そのために必要な処遇を分析し、報告書にまとめて裁判官に提出する。触法高齢・障害者の支援にこの判決前調査を応用し、心理学や社会学だけでなく、社会福祉的な視点から、犯罪原因や更生可能性、そして更生のために必要な支援策（支援計画）をまとめて裁判官に提出することで執行猶予を活用することが可能となる。そのためには、この判決前調査の更生プランができるだけ具体的に実行可能なものであることが望ましい。現在、受刑者に対しては保護観察所において環境調整が行われているが、ここでいう判決前調査は、環境調整を含むものであること、つまりこの判決前調査には、帰住予定地・引受人を確定することが含まれることが望ましい。上記のイタリアの CASSA も、判決前調査に近い役割を果たしているが、イタリアでは、刑の執行段階で拘禁代替刑が検